平成２５年（再イ）第２８号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番30号レオパレスさくらＡ棟106号室
再生債務者　金子　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月11日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再イ）第１５号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾419番地の15
再生債務者　川淵　孝志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月12日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第１９号
北海道帯広市西18条南２丁目15番地１
再生債務者　佐藤　彰紘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２５年（再イ）第４０号
仙台市泉区館１丁目３番地の13
再生債務者　山川　恭子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第８９号
埼玉県新座市栗原２丁目４番15―407号
再生債務者　伊達　浩章（旧姓佐藤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２７号
東京都福生市武蔵野台２丁目33番地17
再生債務者　飯田　美和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再イ）第１２号
金沢市八日市２丁目209番地３
再生債務者　堀江　千草
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日　　金沢地方裁判所

平成２５年（再イ）第２８号
宮城県岩沼市吹上１丁目７番地13　レオパレス吹上104号
再生債務者　小林　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第９号
岐阜県美濃加茂市牧野2295番地　ラフィーネ30　403号室
再生債務者　板倉　綾子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（再イ）第２６８号
大阪市淀川区木川東３丁目３番22号レジデンスノーブル301号
再生債務者　城野　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２８４号
大阪府東大阪市稲葉２丁目６番29号　美・スリズィエ106号
再生債務者　濵口　友基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２号
長崎県島原市城内２丁目1037番地　城内ハイツ２
再生債務者　橋元　直俊
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年11月12日
長崎地方裁判所島原支部再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十二月二十四日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第二九九条第二項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十五年十二月二十日に予定しております。また、乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。なお、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十九日
掲載頁　六十七頁（号外第一六四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十九日
掲載頁　五十八頁（号外第一六四号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十九日
掲載頁　五十八頁（号外第一六四号）
平成二十五年十一月二十一日
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
（甲）株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン
代表取締役　中谷　秀雄
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
（乙）株式会社ＣＮＰＪ
代表取締役　中谷　秀雄
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
（丙）株式会社ＫＨＪ２
代表取締役　中谷　秀雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月七日
掲載頁　一五三頁（号外第一七二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月八日
掲載頁　三十九頁（号外第一七三号）
平成二十五年十二月二十一日
大阪市中央区谷町一丁目四番三号大手前ヒオビル
（甲）クスノキ株式会社
代表取締役　榎　卓生
滋賀県守山市梅田町五番六号平和堂守山店四階
（乙）株式会社かえで
代表取締役　尾崎　俊介